

消費者委員会設立準備参与会（第6回）

（議事要旨）

1. 日時： 平成21年8月26日（水） 15：00～16：20

2. 場所： 中央合同庁舎4号館共用1208会議室

3. 出席者：

〔消費者委員会設立準備参与〕

池田参与、川戸参与、櫻井参与、佐野参与、下谷内参与、住田参与、田島参与、
中村参与、日和佐参与、松本参与

〔内閣府〕

原消費者委員会事務局準備顧問、田中消費者庁・消費者委員会設立準備室長、
齋藤同審議官、野崎設立準備室参事官

4. 議事次第

- ・ 開会
- ・ 消費者委員会委員長の互選の在り方について
- ・ 消費者委員会運営規程（案）について
- ・ 消費者委員会審議体制（案）について
- ・ その他
- ・ 自由討議
- ・ 閉会

5. 議事の経過

《新しい参与の紹介》

（齋藤審議官）

- 辞任された林参与に代わり、日和佐信子参与に加わっていただいた。

（日和佐氏 ご挨拶）

（住田参与）

- これまで消費者委員会の審議体制のあり方等について議論を重ねてきた。本参与会も今回の会合で最後となる。本日は、9月1日に予定されている消費者委員会の発足に向けて、委員会発足当初に速やかに決定されるべき事項の整理などを行いたい。

《消費者委員会委員長の互選の在り方について》

(原顧問)

(資料1「委員長の互選方法について(案)」にもとづき説明)

(佐野参与)

- ⑥の決戦投票で委員長が決まらなかった場合は、あくまでも話し合いによるべきで、(案1)の年長者、(案2)のくじによる方法は不要。話し合いによって決定するにとどめていただきたい。

(川戸参与)

- 賛成

(日和佐参与)

- 賛成

(住田参与)

- 3人の賛同者がいるので、そのように決めたい。

(池田参与)

- 確認だが、この方式は今回の委員長を決めるときだけのものか。

(住田参与)

- そうだ。

《消費者委員会運営規程(案)について》

(齋藤審議官)

(資料2「消費者委員会運営規程(案)について」にもとづき説明)

(齋藤審議官)

- 少なくとも、9月1日は公開という扱いでスタートさせていただきたい。

(松本参与)

- 政令(消費者委員会令)の委任規定は、どのようになっているか。確認したい。

(齋藤審議官)

- 第4条で、「委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める」となっている。

(松本参与)

- 食品安全委員会令と同じか？そうであれば、食品安全委員会の運営規程と同様、「消費者委員会決定」としたほうがいいのではないか。政令の文言は同じだが、運営規程の決定主体が違うのは、どうしてなのか。

(齋藤審議官)

- この運営規程は、政令を受けて書きとめたものである。

(松本参与)

- 参考にしたいので、食品安全委員会との懇談の場を以前からもちたいと言っている。

(中村参与)

- 消費者委員会令が、先に閣議決定されたため無理がある。第2条は、「委員長は・・・」ではじまるし、第4条の2、3項も、委員長が会議を非公開とする権限を有する、としている。10人の消費者委員は、独立して職権を行う同じ地位なので、権限の在り方は平等であるべきだ。「委員長」を「委員会」に書き改めていただきたい。
- 委員が、個別企業の利害に関わる利益相反の場面があるので、これを回避する規定があったほうがいいのではないか。

(櫻井参与)

- 食品安全委員会を引き合いに出されることが多いが、食品安全委員会と消費者委員会は法律の規定ぶりからして異なっている。中身については、委員長決定ではなく、委員会決定にすることで実質的には問題はないと思われる。

(川戸参与)

- 中村参与と同じ考えである。消費者のスタンスでものを言いたい、委員間はフラットである。消費者委員会の図面を見せていただいたが、委員長室は別室で大きかった。

(下谷内参与)

- 中村参与、川戸参与が言われるように、委員長権限は強くないほうがいい。「委員長」を「委員会」に変更していただきたい。

(佐野参与)

- 決定主体は「委員会」にあるとしていただきたい。
- 第3条議事録の作成に「審議事項」とあるが、記名、フルオープンで記載されるか。

(櫻井参与)

- 運営規程の決定主体については、委員会か、委員長かで議論しているが、政令との関係でいえば食品安全委員会のほうが政令違反ではないのか。

(齋藤審議官)

- 「委員長が委員会に諮って定める」と、政令では規定している。食品安全委員会の規定ぶりについては、食品安全委員会に確かめる。主語が「委員長」になっているのは「代表する者」であるとしての規定ぶり。「委員会」と置き換えることで、議事がうまく運ぶかは、再度、検討したい。
- 利益相反の規定についてはありうる話だが、たとえば、規制改革会議では具体的な分野の規制緩和について議論をする。以前、質問主意書が出されたことがあるが「職務を離れて有識者として関与しているもの」という扱いで、特段の規定は設けられていない。しかし、ご懸念の趣旨はあるわけで、この場合、何をもって利害関係があるとするのが実務上難しい。この先は消費者委員会で検討していただきたい。
- 議事録のところで「審議経過」と書いてあるが、名前つきで発言内容をしつかり書くことになる。

(中村参与)

- 利益相反の話は業界全体にかかわるような話ではなく、個別の企業に関わる問題を言っている。具体的には、新開発食品の審議がかかってくるので、そこにこの問題が生じないかを懸念している。

(松本参与)

- 4条3項だが、「委員長が会議を非公開とすることを認めた場合は、委員会はその理由を公表する」としている。このような規定になるのは、どういう考えか。

(齋藤審議官)

- 世の中に出すときは、その主体を「委員会」としている。

(住田参与)

- 「委員長」と「委員会」の語義がどういうものかということは、いろいろなところに関わってくる。一度整理して、委員会が始まったところで認識を共有していただく必要があると思っている。

《消費者委員会審議体制について》

(齋藤審議官)

(資料3「消費者委員会審議体制(案)」にもとづき説明)

(佐野参与)

- ③と④は矛盾する。「専門調査会に所属しない委員については、オブザーバーとして各専門調査会に参加することができる」では、専門調査会に所属することを前提にした書き方にならないか。「専門調査会に所属しない委員については」の文言の削除を求める。

(齋藤審議官)

- 削除する。

(松本参与)

- 別添1の各専門調査会の所掌だが、多くは「法律の規定により消費者委員会の権限に属させられた事項」であるが、物価専門調査会の1と表示対策専門調査会の1は、ともに「基本的な政策に関する重要事項に関して、調査・審議」となっている。たとえば、消費者取引専門調査会は、法律の規定により委員会の件下に属させられた事項の審議だけをやるのか？ それとも、特商法の改正等の重要事項についても所掌するのか？ 専門調査会によって、切り分けがはっきりしない。つまり、各専門調査会は、法令にもとづくことだけをやるのか？ 法令にもとづくことに加えて総合企画に近いこともやるのか？ 後者であれば、総合企画関連とどのように分担するのか、はっきりしない。

(中村参与)

- 消費者安全専門調査会にしても、1、2は本委員会でやるべきである。3は、家庭用品品質表示法のことなので、表示対策専門調査会でいいのではないか。

(櫻井参与)

- どのような観点で所掌事務を整理したのか？
- ひとつも部会を設けないのは、政令の趣旨を没却することになるのではないかという疑問がある。消費者委員会の見識が問われる。参与会がゼロベースから議論したため、部会を設置してもしなくてもいいとの議論になってしまったが、消費者委員会も行政機関である以上、政令ができた以上はそれを前提として対応するのは当然のことである。専門調査会方式でやるとなると、なぜ政令に違反してよいのか、合理的な理由付けが必要であり、説明責任を果たすことが求められよう。議論が流されすぎていないか。

(佐野参与)

- 消費者委員会令では、部会を置くことができると書かれている。置かなければならぬと書かれているわけではない。素直に読めばいいのではないか。

(櫻井参与)

- 専門的な議論が成り立つかどうかだ。素直に読んでの話ではない。消費者委員会もまた政府の一セクションである。

(住田参与)

- 審議内容によっては部会にして、親委員会で審議すべきこともあるかもしれない。

(川戸参与)

- 「部会」を置くことができるとの規定ではないか。消費者委員会令は、私たちの反対にもかかわらず通っていた。専門調査会のこの分け方には異論がある。

(櫻井参与)

- ことは、法治主義の問題である。何でも自分たちの思い通りにやるというのは間違っている。

(齋藤審議官)

- 審議事項のかたまりとして分野を確定したもので、実際に専門調査会で議論するかどうかが、消費者委員会本体で議論すべきものかは、次の段階での議論と思った。決め付けたものではない。

(松本参与)

- 法律の規定に基づいて消費者委員会の審議事項とされていること以外のことも含まれるとしてもいいのか。たとえば、特商法については、法改正等の政策マターは産業構造審議会が、執行上のマターは消費経済審議会がかかわっている。資料の表は首尾一貫した整理になっていないのではないか。

(齋藤審議官)

- 現時点で法律等で審議すべきことが定まっていることを、分野別に整理したものである。今後、それぞれの所掌を拡大していくことは可能だ。そのあたりの考え方が明確になるよう、次回以降、専門調査会運営規程という形でお示ししたい。

(櫻井参与)

- これまでの参与会の議論に違和感を覚える。まず、参与会として消費者委員会令に反対したという事実はないということは確認しておきたい。「政府の言うことは関係ない」では、通らない。政令で、「部会を置くことができる」としている趣旨は、委員会本体が直接審議しなくても、問題によっては部会レベル限りでの対応を可能としているということであり、なんでもやってよいということではない。法律で「臨時委員・専門委員を置くことができる」としているのは、部会を置くことを想定している。これに対し、食品安全委員会は、もともと法律自体が専門委員のみを想定しており、専門調査会を置くことが前提となっている。部会方式を全否定し、法律と政令を正面から踏みこむことは認められない。他方で、法解釈としては専門調査会を置くことが完全に否定されているわけではなく、例外として許容される余地はあり、それがどのような場合であるかをつめるべきである。

(日和佐参与)

- ルールが大切なことはおっしゃるとおり。だが、実際にルールを動かすとそうでもないことがある。それで、かっちりいかなければいけないということではない。現実を見ながら運用していくとよいのではないか。
表示対策と食品表示の整理は見えにくい。

(住田参与)

- 機動的に検討することが大事。各専門調査会はとりあえず分けている。

(齋藤審議官)

- 資料3は、これまでの議論の経緯を整理したもの。下部組織は複雑にならないほうがいい。歩きながら考えたい。

(住田参与)

- あくまでも例示的なものと考えていただきたい。

《自由討議》

(池田参与)

- 委員長の権限は強いが、代理は置かないのか？ 非公開とするかどうかは、委員からの要請、第三者からの要請でも可能か？

(齋藤審議官)

- 非公開にするかどうかは、どこからの要請であっても公共の利益を害するなどの判断基準に沿って判断する。また、委員長代理は、法律により委員長が指名することとなっ

ている。

(下谷内参与)

- 今後の予定は？

(齋藤審議官)

- 次回は、9月1日の消費者委員会になる。委員長の互選による選出、運営規程を決めたい。第2回は、9月半ばを予定している。

(松本参与)

- 委員会の議決で可否同数の場合のルールはどうなるのか？ 委員長は、2票をもつか？

(齋藤審議官)

- 委員長は最初の議決に入らず、可否同数の場合、議決権を行使する。国会の審議でも同様の規定だ。

(住田参与)

- 消費者委員会令で、委員会の議事は委員及び議事に関係ある臨時委員が議決権をもつことになっており、このときの委員には委員長は入らないという読み方をするのがこれまでの慣例だ。こういうものも含めて「委員長」の権限について委員会本体で今後考えていく必要がある。少なくとも、消費者委員会令の読み方として、委員に委員長は入らないので、委員長は2票の議決権を持たず、最初の議決には入らずに、可否同数のときに議決権を行使するという事で確定している。

- 本参与会では、2ヶ月という短期間ではあったが、合計6回の会議を重ねる中で、消費者委員会の担う役割、審議すべき事項、審議体制について一定の共通認識を持つことができた。これまでの皆様の審議へのご参画、ご協力に感謝する。

9月1日には、いよいよ消費者委員会が発足することとなるが、真に消費者のための組織として立ち上がるよう更なるご尽力をお願いしたい。

(以上)

* 本議事要旨は、議事内容を事務局の責任でとりまとめたものです。

* 本議事要旨は暫定版のため、今後、修正がありえます。